

第3期ロジスティクス環境会議
第9回グリーン物流推進のための取引条件検討委員会 議事録

I. 日 時：2009年11月19日（木） 15：00～17：10

II. 場 所：東京・港区 くるまプラザ 第4、5会議室

III. 出席者：22名

IV. 内 容：

- 1) 用語について
- 2) 政策的事項について

V. 開 会

事務局より開会が宣された後、山本委員長の司会のもと、以下のとおり議事が進められた。

VI. 報 告

1) これまでの経過と本日の検討事項について

事務局より、資料1に基づき、これまでの経過と本日の検討事項について説明がなされた。

VII. 議 事

1) 用語について

事務局より、資料2に基づき、「時間指定」、「待ち時間」に関する当委員会としての概念、及び「待ち時間」の変更案についての説明がなされた後、以下のような意見交換がなされた。

【主な意見】

(各社における「待ち時間」等の捉え方)

副委員長：当社では、「待機時間」は次の仕事に行くまでの時間、「荷降ろし完了時間」は荷降ろしが完了した時刻として捉えている。したがって、事務局が提示した案の中から選ぶとすると案2がよいと考える。

副委員長：当社では、指定された時間から荷降ろし開始までの時間を「待ち時間」としている。逆に言うと、指定された時間よりも前に到着してから、指定された時間までの間は「待ち時間」には含まない。また、荷降ろしまでの待ち時間、荷降ろし時間、付帯作業時間を合算したものを「最終時間」と呼んでいる。さらに、ターミナル到着後の荷降ろし時間を、トンあたり10分と設定し、それ以上に時間がかかり、トラックを待たせた時間を「待機時間」としている。

委 員：事務局案にある「待機時間」は「待ち時間」と変わらないと考える。事務局案の中では、案2がよいと思うが、“停留”となると事故渋滞での停留を想起させる可能性が高い。

委 員：当社でも、指定された時間から荷降ろし開始までの時間を「待ち時間」としている。また、荷降ろしまでの待ち時間、荷降ろし時間、付帯作業時間を合算したものは「滞留時間」としている。

委 員：当社では、ゲートに入ってから、荷降ろしして、ゲートから出て行くまでの時間を「待ち時間」としている。

委 員：当社では、荷降ろしまでの待ち時間、荷降ろし時間、付帯作業時間を合算したものを「作業時間」としている。

委 員：当社でも、指定された時間から荷降ろし開始までの時間を「待ち時間」としている。また、当社においては、荷降ろしに時間がかかって待たされるといった事例は多くない。

委 員：当社でも、指定された時間から荷降ろし開始までの時間を「待ち時間」としている。しか

しながら、「荷降ろし時間」、「付帯作業時間」も定義する必要があると考える。

副委員長：一言で「荷降ろし時間」といっても、パレットで荷降ろしできる場合、パレットの積み替えが発生する場合、品番ごとに棚入れが必要な場合とさまざまなケースが混在する中で、定義することは困難だと考える。したがって、指定された時間から荷降ろし開始までの待ち時間を「待ち時間」とした方がよいのではないかと考える。

委員：当社では「待ち時間」、「付帯作業時間」も「荷降ろし時間」の中に含まれるという考え方をしている。荷降ろし開始までの時間を捉えれば、それ以降については、特に問題はないと考える。

(定義づけについて)

委員：「当委員会での待ち時間は、このような定義である」と示せば、「待ち時間」のままでよいのではないかと考える。

委員：1つにまとめるのは困難だと考えるので、当委員会での「待ち時間」には、資料2にあるようなことを含むと記載すればよいと考える。

(別の用語について)

委員：ドライバー視点で見ると、「拘束時間」という言い方も一案ではないかと考える。

委員：「待ち時間」には“待たされている”というニュアンスが含まれてしまうと考える。したがって、荷降ろし時間や付帯作業時間も含めた時間を「納品時間」としてはどうか。

(時間指定に幅がある場合の荷降ろし待ち時間の考え方について)

事務局：時間指定に幅があるときに、その基点となる時間をどのように定義すればよいか。

副委員長：受付をした時刻を基点とすればよいと考える。

事務局：指定された時間の範囲でないとドライバーは受付をしないと考える。したがって、ご指摘いただいたように、受付をした時刻を基点とすることでよいと考える。なお、指定時間前の受付も可能である場合については、先ほどご議論いただいたように指定時間以降の待ち時間を算出する形でよいと考える。

委員長：①用語として「待ち時間」を用いる、②待ち時間、荷降ろし開始までの待ち時間、荷降ろし時間、付帯作業時間の定義づけを行うこととしたい。また、これらを整理した上で、次回委員会で提案いただきたい。

【決定事項】

- ・「時間指定」については事務局案どおりとする。
- ・用語としては、「待ち時間」を用いるとともに、待ち時間、荷降ろし開始までの待ち時間、荷降ろし時間、付帯作業時間の定義づけを行う。
- ・事務局で、上記を整理した上で、次回委員会で提案する。

2) 政策的事項について

事務局より、資料3-1に基づき、全体像の確認がなされた後、資料3-2、3-3に基づき、政策的事項について説明がなされた後、以下のような意見交換がなされた。

【主な意見】

(政策的事項の整理の実施について)

事務局：当委員会の活動として、政策的事項の取りまとめが必須ではないので、必要性も含めてご議論いただきたい。

委員：資料3-1にあるとおり、着荷主と対話、調整することが最も重要であるにもかかわらず、そのやり方がわからないから会話ができないことが最大の課題だと考える。したがって、資料3-2のような大きな事項の検討よりも、これまで収集した事例等を基に、資料3-1のⅠ→Ⅱ→Ⅲ-1の流れにおいて、具体的に何をすべきかを整理すべきだと考える。

副委員長：事例編を現場に使っていただき、少しでも改善につなげるといった主旨には異論がないが、これまで提供いただいた事例以上に、深堀ができるかどうかは疑問である。したがって、政策的事項をまとめて、改善を後押しすることも一案だと考える。

副委員長：地域との取組の一例として、自治体も参画した共同配送等があるが、エリアを拡大させようとすると、利害関係者の発生等でなかなか進んでいかない。要望を出すのであれば、なぜそれらがうまく進まないのかを掘り下げることが不可欠だと考える。

委員長：事例編をベースに着荷主を巻き込むためのポイントに絞って整理をすることは意義がある。また政策的事項については、「時間指定」の視点で考えると、施策2、施策3を中心に整理する方がよいと個人的に考える。

委員：事例編を参照いただくことで、民間企業同士による改善を推進することに対する異論はないが、当事者間だけでは、各々の力関係等で、どうしても対話が進まないことも考えられる。したがって、事例編に加えて、政策的な事項を要望することで、対話促進を図ることも重要だと考える。

委員：資料3-2の各施策のレベルが合っていないことに違和感を覚えた。また、施策1や施策2は、着荷主に現状把握や課題認識を持たせることに寄与することから意義はあると考えるが、施策4、5は、当委員会でも検討してきたことを鑑みると、少し焦点がずれていると考える。

委員：省エネ法によって、発荷主と輸送事業者には縛りがある中で、着荷主への縛りとして東京都の動きがあると理解している。また、CO₂削減はコスト削減にも通じることから、もしそれらのメリットを3者で分け合ったような事例があれば、整理しやすいと考える。

委員：参考資料2-1にある収集事例の整理表を見ると、着荷主側でも意識が高く、合理化を進めている事例もある。問題は意識の低い企業であり、それらの企業へのプレッシャーとなるようなものが整理できるとよいのではないかと考える。

(施策3 価格メカニズムについて)

委員：発荷主の営業部門の「気づき」あるいは「コスト意識」が重要だと認識した。したがって、資料3-1のⅠ、Ⅱの中に盛り込むべきだと考える。また、資料3-1では、「合理性の有無」と「改善の可否」を1対1対応させていたが、「合理性はあるが、コストが安くなるなら変更する」といった、いわゆるグレーな部分もあるのではないかと考える。したがって、価格と組み合わせた選択肢を入れ込むべきだと考える。

委員長：価格メカニズムについて、事例編の中から参照できるものがあれば、それらを基に整理することも一案だと考える。

委員：メーカーは、長年にわたり、物流効率化のために、無在庫化とトータルピッキングの仕組みをつくってきている中、着荷主側から引取をされると、個別ピッキングで対応せざるをえなくなり、結果として物流非効率を招くことは明らかである。したがって、商品価格と物流費の分離の項目は削除していただきたい。

事務局：「商品価格と物流費の分離」＝「引取物流」とは記載していない。

委員：しかしながら、そのような方向に進む可能性が出てくる。いずれにしてもCO₂削減には寄与しないことである。

事務局：「どの業種においてもCO₂削減に100%寄与しない」とは言い切れないのではないかと考える。

委員：「CO₂削減に100%寄与する」とも言い切れないはずである。いずれにしても記載には留意いただきたい。

委員長：業種や取扱製品によっても、文言の受け取り方や引取物流の対応可否は異なる部分もあると考える。

(次回委員会での検討内容について)

事務局：本日の意見を踏まえて、着荷主をどのようにして対話に巻き込むか等を中心に、もう一度事例編をベースに整理したい。ただし、収集した事例だけでは不足している部分があれば、委員会の中で取り組み等をご紹介いただき、できる範囲で埋め合わせる形としたい。また、政策的事項については、それらの内容を踏まえて、当委員会として整理するか否かも含めてご議論いただきたい。

【決定事項】

- ・次回委員会では、事例編をベースに、着荷主との対話の巻き込み方法等を中心とした、「Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ－1」の流れを整理する。
- ・政策的事項については、上記結果を受けて、必要性も含めて再度検討する。

2) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料4に基づき、今後のスケジュールについて説明がなされ、次回委員会を下記のとおり開催することとなった。なお、詳細については、事務局よりメールにて連絡することとなった。

＜第10回グリーン物流推進のための取引条件検討委員会＞

日 時：2009年12月21日（月）15時－17時

会 場：中央大学駿河台記念館 610会議室

VIII. 閉 会

以上をもって全ての議事を終了し、山本委員長は閉会を宣した。

以 上